明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○教科用図書検定規則の一部を改正する省令（**文部科学**三一）　一
○毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九〇）　七
〔告　示〕
○地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針
（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　一三
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示
（**財務**二二九～二三二、二三四、二三五）　一四
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**二三三）　一六
○義務教育諸学校教科用図書検定基準
（**文部科学**一〇五）　一六
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**一九〇）　一七
○輸入貿易管理令第十四条ただし書の経済産業大臣が定める場合の一部を改正する件（**同**一九一）　一七
○土砂災害防止対策基本指針
（**国土交通**七五二）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、平成二十八事業年度財務諸表（独立行政法人造幣局・原子力損害賠償・廃炉等支援機構）、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、平成二十八年度決算（日本鉄道共済組合・日本郵政共済組合）、司法書士名簿登録等、日本弁護士連合会公示送達、厚生年金基金解散・清算人就任関係　二七
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　二九
会社その他
会社決算公告　三〇

省令

○文部科学省令第三十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、教科用図書検定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月十日

文部科学大臣　林　芳正

教科用図書検定規則の一部を改正する省令

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

2　文部科学大臣は、申請図書が図書の検定、採択又は発行に関して文部科学大臣が別に定める不公正な行為をした申請者によるものであって当該行為がなされた図書の属する種目と同一の種目に属する場合には、前項の規定にかかわらず、当該行為が認められたときから直近の一の年度（第四条第二項の規定に基づき当該種目が連続する二以上の年度にわたって申請を行うことができる種目として告示されている場合は、二以上の年度）に限り、検定審査不合格の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

第九条第一項、第十条第一項、第十一条及び第十二条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第十四条第一項中「明白に誤りとなった事実の記載」の下に「若しくは学習を進める上に支障を生ずるおそれのある記載」を加え、同条第二項中「、学習を進める上に支障となる記載」を削り、「変更を行うことが適切な体裁」を「変更を行うことが適切な体裁その他の記載（検定を経た図書の基本的な構成を変更しないものに限る。次項において同じ。）」に改め、「発行者は」の下に「、文部科学大臣が別に定める日以降に申請を行い」を加え、同条第三項中「体裁の変更」を「変更を行うことが適切な体裁その他の記載の更新」に改める。

第十五条第三項中「その図書を現に使用している学校の校長」の下に「並びに当該学校を所管する教育委員会及び当該学校の存する都道府県の教育委員会」を加える。

第十七条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の教科用図書検定規則の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に改正前の教科用図書検定規則第四条第一項の規定による申請が受理されている図書の検定については、なお従前の例による。

3　この省令による改正後の教科用図書検定規則の規定にかかわらず、この省令の施行の際現に改正前の教科用図書検定規則第十四条第一項から第三項までの規定による申請又は届出が受理されている図書の訂正については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第九十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年八月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

毎月勤労統計調査規則の一部を改正する省令

毎月勤労統計調査規則（昭和三十二年労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「を調査の期日から三年間」を「並びに」に改める。

様式第一号から第五号までを次のように改める。